

特定猟具使用禁止区域(銃)の指定概要

番号	又	名称	菟田野特定猟具使用禁止区域(銃)	面積	441 ha
指定期間	平成27年11月 1日 から 平成37年10月31日まで				
指定区域	宇陀市菟田野と榛原との境界(以下「旧菟田野町と旧榛原町との境界」という。)と県道内牧菟田野線との交点を起点とし、同県道を南西進及び南進し、市道見田入谷線との交点に至り、同所から同市道を南東進し、市道下芳野入谷線との交点に至り、同所から同市道を南西進し、芳野川との交点(新岩脇橋)に至り、同所から同河川を下流へ北西進し、国道一六六号との交点(水分大橋)に至り、同所から同国道を西進し、県道榛原菟田野御杖線との交点に至り、同所から同県道を北進し、旧菟田野町と旧榛原町との境界の交点に至り、同所から同境界を北東進し起点に至る一円の区域				

参考図面

